

経常的に実施している統計調査について

総務省が経常的に実施している「労働力調査」、「家計調査」及び「小売物価統計調査」の概要は以下のとおり。

労働力調査の概要

- [目的] 国民の就業・不就業の実態，完全失業率などを明らかにするため，昭和21（1946）年から実施
- [実施] 毎月
- [対象] 約40,000世帯の世帯員約11万人（このうち就業状態などについては，15歳以上の約10万人を対象）（約1,400市区町村）
- [調査方法] 調査員による調査票の配布・収集
- [調査事項] 月末1週間における就業状態，従業上の地位，雇用形態，産業，職業，失業者の求職理由，求職活動方法等
- [公表] 調査月の翌月末。閣議報告

家計調査の概要

- [目的] 国民生活における家計収支の実態を明らかにするため，昭和21（1946）年から実施
- [実施] 毎月
- [対象] 約9,000世帯（約200市区町村）
- [調査方法] 調査員による調査票の配布・収集（オンライン回答可）
- [調査事項] 毎日の収入と支出，年間収入，貯蓄・負債の状況等
- [公表] 調査月の翌々月上旬。閣議報告

小売物価統計調査（家賃調査）の概要

- [目的] 国民生活の上で重要な商品・サービスの価格・料金の実態を明らかにするため，昭和25（1950）年から実施
- [実施] 3か月に1度
- [対象] 約28,000世帯（167市町村）
- [調査方法] 調査員による調査世帯からの聞き取り
- [調査事項] 月額家賃，延べ面積などの住居に関する事項
- [公表] 原則として毎月19日を含む週の金曜日。消費者物価指数は閣議報告